

# Known Shipper / Regulated Agent 制度について(概要)

『Known Shipper / Regulated Agent 制度』平成17年10月1日から開始

航空機に搭載する航空貨物については、ICAO国際標準等に基づき、セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、荷主から航空機搭載まで一貫して航空貨物を保護する制度

適切な保安措置が実施できるフォワーダーを国交省が「特定航空貨物利用運送事業者等」として認定

認定事業者は国交省のホームページで公表 ([http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000010.html))

## <制度の概要>

